

第1回 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会 議事録

日時等

日時：令和8年3月11日（水）18時30分～

会場：東棟3階 庁議室（オペレーションルーム）

開催方法：対面・オンライン併用

出席者：【検討委員】藤平敦、佐藤香代、加藤昌子、松丸未来、竹村睦子、西村由紀

【関係者】栗林大輔（世田谷区立小学校 校長会代表）

本田仁（世田谷区立中学校 校長会代表）（敬称略）

1 開会

学校教育部長より、定刻となったため第1回世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会を開会する旨の発言があった。併せて、本委員会是对面とオンラインを併用したハイブリッド形式で開催し、議事録作成のため録音することについて説明があった。

2 教育長挨拶

教育長より、本委員会設置の趣旨及び条例制定の背景について挨拶があった。近年、区立学校において従来の枠組みでは対応が困難ないじめ事案が増加していることを踏まえ、世田谷区の実情に即した実効性ある条例の制定を目指す考えが示された。条例の目的として、いじめの未然防止・早期対応を明確化し、将来にわたって取組を継続する姿勢を示すこと、及び国の法制度やガイドラインでは十分に対応できない事態を補完する枠組みを構築することが説明された。

3 委員及び関係者紹介

学識経験者、法律、心理、福祉分野の専門家等の委員7名が紹介された（1名欠席）。併せて、現場の状況を踏まえた意見聴取のため、区立小学校及び中学校の校長会代表が関係者として出席した。それぞれの委員・関係者から、専門分野や現場経験を踏まえた所感や、本委員会への意気込みが述べられた。

4（1）委員長及び副委員長の選出

設置要綱に基づき、委員の互選により委員長及び副委員長を選出した。委員長からは、専門的知見が十分に発揮されるよう円滑な議論運営を行いたい旨の挨拶があった。副委員長からは、子どもの権利や成長の視点を大切にしながら、実効性ある仕組みづくりに貢献したいとの発言があった。

4（2）委員会の運営について

事務局より、設置要綱及び委員会運営要領について説明があった。本委員会の所掌事項として、条例内容の検討に加え、いじめに関するデータの取扱い、重大事態対応の仕組

み、具体的な実行策について議論し、委員会として整理する旨が示された。また、会議は原則公開とし、傍聴は事前届出制で会場及びオンラインにて行うこと、議事録を作成し情報提供を行うことが確認された。

4（3）今後のスケジュール

事務局より、全6回の開催予定スケジュールについて説明があった。第1・2回では条例制定の視点や方向性、支える体制について議論し、併せて子どもからの意見聴取方法やシンポジウムの在り方を検討すること、第3回では子どもの意見を踏まえ条例素案をまとめること、以降パブリックコメント及びシンポジウムを実施し、第4～6回で条例案や提言を整理する流れが示された。

4（4）世田谷区のいじめ防止に向けた取組と現状

学校教育部副参事より、資料5に基づき、児童生徒数及び学級数の増加、教員の若年化、いじめ認知件数の推移、相談体制や研修体制等について説明があった。認知件数の増加は定義の周知徹底による早期把握の進展であるとの説明があり、言葉によるいじめやSNS等を通じたトラブルへの対応の難しさが示された。

小学校校長からは、従来の担任一人対応から、管理職や関係職種を含めたチーム対応へ移行しつつあること、認知件数の増加は教員のアンテナが高まっている結果と捉えられるとの報告があった。中学校校長からは、SNS・LINEグループを契機としたいじめが多く、入学前後から保護者へ事前に周知することで、事案の深刻化を防げているとの現状が共有された。一方、SNS事案は学校での早期発見が難しいという課題が示された。

委員からは、本人申告に頼らず周囲が気づく仕組みの重要性、SNSやゲームを通じたいじめの低年齢化、学校と家庭の役割分担、責任論に陥らない協働の必要性などについて意見が出された。

4（5）条例制定の基本的な考え方（議論の視点）

事務局より、条例の基本理念として、いじめはどこでも起こり得る重大な人権侵害であり、予防・兆候把握・初動対応・発生時対応・重大事態対応までを一体的に捉える必要があるとの説明があった。被害を受けた子どもの安全確保と心理的ケアを最優先としつつ、背景要因や関係性を踏まえ、関係修復を見据えた支援を行う基本姿勢が示された。また、教育委員会内に専門チームを設置し、平常時から学校を支援する体制や、調査・再調査を含む二層的なチェック体制を条例及び要綱で明確化する考えが示された。

これを受け、委員からは、いじめの法的定義が広範であることにより、軽微な事案と悪質性・犯罪性の高い事案が同列に扱われることへの懸念が示され、事案の性質に応じた対応整理の必要性が指摘された。また、処罰や責任追及に偏るのではなく、修復的対応や子どもの成長につながる支援を重視すべきとの意見があった。

さらに、発達特性や家庭環境等が背景となる事案への専門的関与の必要性、教職員個人の感度向上と組織としての補完の両立、子ども本人の申告に依存しない早期把握の仕組みづくり、「いじめは起こり得るもの」と捉え認知しやすい文化を醸成する重要性について幅広い議論が行われた。条例には、子ども中心の視点、学校・教育委員会・家庭・地域の役割整理、データと対話に基づく継続的改善の仕組みを盛り込む必要性が共有された。

4（6）こどもの意見募集アンケート等（案）

事務局より、学級での話し合い及び全児童生徒を対象としたアンケートによる意見募集案について説明があった。委員からは、設問が模範回答を誘導しないか、被害・加害・傍観の多様な立場を反映できているか、子どもの感情や困り感を適切に引き出せるかといった観点から多くの意見が出され、内容について修正・再検討することが確認された。

4（7）条例素案シンポジウム（案）

条例策定に向けた意見募集を兼ねたシンポジウム案について説明があった。保護者・大人を主な対象としつつ、子どもの声をどのように中心に据えるかが論点となり、子どもの意見や実情を大人に伝える構成、対話や修復的視点を重視した内容とする方向で検討を深めることとされた。

4（8）その他

次回以降、地域、保護者、研修、SNS、相談体制等のテーマに応じて関係者から意見を聴取することが提案され、了承された。

5 閉会

委員長より、本日の議論を踏まえ次回に向けて修正案を検討する旨の発言があり、閉会した。